

鳥取県告示第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
鳥取市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画公園事業 7号 重箱緑地
- 3 事業施行期間
平成 16 年 10 月 26 日から平成 23 年 3 月 31 日
(変更前 平成 16 年 10 月 26 日から平成 21 年 3 月 31 日)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし